

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年9月1日現在)

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 管理者について

当院は、病院長である 中村 毅 が管理しております。

II 入院基本料について

届出病床 194床 (療養病棟 170床 回復期リハビリテーション病棟 24床)

● 療養病棟 (東1F:56床・西2F:57床・西3F:57床 合計170床)

各病棟で、1日(日勤、夜勤あわせて)入院患者様20人に対して1人以上の看護職員(看護師および准看護師)と看護補助者を配置しております。

東1階病棟: (朝8時30分~夕方17時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内、夕方17時30分から朝8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は28人以内)

西2階病棟: (朝8時30分~夕方17時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内、夕方17時30分から朝8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は29人以内)

西3階病棟: (朝8時30分~夕方17時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内、夕方17時30分から朝8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は29人以内)

● 回復期リハビリテーション病棟 (東2F:24床)

当病棟には、1日(日勤、夜勤あわせて)入院患者様15人に対して1人以上の看護職員(看護師および准看護師)と入院患者様30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

(朝8時30分~夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は24人以内、夕方17時30分から朝8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は24人以内)

III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することに致しました。公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担の無い方でも、無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 当院は保険医療機関であり、近畿厚生局長に以下の届出をおこなっております。

1). 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 療養病棟入院基本料 1
- ◆ 療養病棟療養環境加算 1
- ◆ 回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- ◆ 認知症ケア加算 3
- ◆ 医療安全対策加算 2
- ◆ 感染対策向上加算 3

2). 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 診療録管理体制加算 3
- ◆ データ提出加算
- ◆ がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆ 二次性骨折予防継続管理料 2・3
- ◆ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ◆ ニコチン依存症管理料
- ◆ がん治療連携指導料
- ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び16に掲げる手術(胃瘻造設術)
- ◆ 地域連携診療計画加算
- ◆ CT撮影及びMRI撮影
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ◆ 運動器リハビリテーション料(I)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(I)
- ◆ 集団コミュニケーション療法料
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ◆ 入院ベースアップ評価料 23

3). 入院時食事療養に係る届出

◆ 入院時食事療養(I)/生活療養

当院は、入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は18時以降)・適温で提供しております。

VI 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用やテレビ代、証明書・診断書等の文書料、予防接種などにつきまして、その利用日数や数量に応じた実費のご負担をお願いしております。 ※詳細につきましては、掲示しております「自費料金一覧表」をご確認ください。

・文書料 ・予防接種料 ・おむつ代 ・テレビ代(110円/日)

・ 特別療養環境の提供

区分	使用料(税込)	部屋番号
個室 A	16,500円	301
個室 B	11,000円	201・202・223・225・302
個室 C	8,800円	203・303

※病状等により、隔離が必要と医師が判断し指示した場合には、料金は徴収いたしません。